

ネットワークサービス 利用約款

株式会社 NS・コンピュータサービス

目次

ネットワークサービス 利用約款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 用語の定義	1
第3条 約款の変更	1
第4条 通知	1
第2章 サービス利用	2
第1節 総則	
第5条 提供区域及び時間	2
第6条 提供の対象	2
第7条 提供する本件サービスの種類等	2
第8条 最低利用期間	2
第9条 譲渡等の禁止	2
第10条 自営設備	2
第2節 入会申込み	
第11条 申込み	2
第12条 申込みの成立	3
第3節 Nabic-net における利用者契約回線群の設定等	
第13条 利用者契約回線群の設定等	3
第14条 利用者契約回線群の変更	3
第15条 利用者契約回線群の廃止	3
第4節 会員の義務及び利用上の注意	
第16条 会員の義務	4
第17条 著作物利用の制限	4
第18条 会員の禁止行為	4
第19条 他ネット接続	5
第20条 他ネット利用	5
第21条 Nabic-net において利用者契約回線を 他人に使用させる場合の契約者の義務	5
第5節 契約の変更	
第22条 会員の地位の承継	5
第23条 氏名等の変更	6
第24条 本件サービス内容の変更	6
第25条 退会)	6
第6節 料金等	
第26条 料金等	6
第27条 入会金の支払い	6
第28条 月額使用料の支払い	6
第29条 その他の料金	7
第30条 料金の返還等	7
第31条 料金の日割計算	7
第7節 利用制限	
第32条 ファイル情報の削除	7
第33条 不可抗力による本件サービスの中断及び制限	7
第34条 重要通信を確保するための利用制限	8
第35条 保守、修理等による本件サービスの停止	8
第36条 会員原因の本件サービスの停止及び会員資格の取消し	8
第37条 反社会的勢力の排除	8
第38条 本件サービスの終了	9
第8節 保守	

第 39 条	サービス用通信回線及び当社設備の維持責任	9
第 40 条	会員の維持責任	9
第 41 条	会員の切分責任	9
第 3 章	通則	
第 42 条	責任の分界点	10
第 43 条	免責	10
第 44 条	機密保持	10
第 45 条	解除	10
第 46 条	準拠法	10
第 47 条	誠実協議	10
第 48 条	専属的合意管轄裁判所	10
附則	11
別記	12
1.	重要通信を確保するための優先順位	12
2.	責任分界点と技術的基準	13
3.	本件サービスの提供区域	14

ネットワークサービス 利用約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 本ネットワークサービス利用約款は、株式会社 NS・コンピュータサービス（以下、「当社」とします。）が第12条に基づき利用申込みを承諾したときに成立するものとし、会員が当社の提供する各サービスを受ける際に適用される契約を構成するものとし、以下、「本約款」とします。
2. 当社は、本約款に基づきサービスを会員に提供します。

第2条 (用語の定義)

1. 「電気通信回線」：送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。
2. 「会員」：本約款により当社が提供するサービスの利用を申込み、当社の承認を受けた法人をいいます。
3. 「NSCS-NET」：当社が提供するインターネット接続サービス、即ち、会員が第一種電気通信事業者と契約した電気通信回線を当社がインターネットに接続し、Web ページ閲覧、電子メールの利用等を可能にするサービスをいいます。
4. 「Nabic-net」：当社が提供する地域イーサネットブロードバンドサービス、即ち、イーサネットフレームにより通信を行うための電気通信回線を当社が会員に提供するサービスをいいます。
5. 「本件サービス」：NSCS-NET 及び Nabic-net の各サービス、即ち、本約款で定めるインターネット接続サービス及び地域イーサネットブロードバンドサービスをいいます。
6. 「サービス用通信回線」：会員が NSCS-NET を利用するために、第一種電気通信事業者と契約した電気通信回線をいいます。
7. 「利用者契約回線」：会員が Nabic-net を利用するために本約款に基づいて契約し、利用する電気通信回線をいいます。
8. 「当社設備」：本件サービスを当社が提供するために必要な当社が設置する電気通信設備（電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電气的設備をいいます。以下同じとします。）及びソフトウェアをいいます。
9. 「自営設備」：会員が設置する電気通信設備及びソフトウェアをいいます。
10. 「消費税相当額」：消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第3条 (約款の変更)

当社は、利用者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合、本件サービスの提供条件は、変更後の本約款によるものとし、

第4条 (通知)

1. 本約款に基づく当社から利用者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに記載するなど当社が適当と判断する方法により行うものとし、

2. 前項に基づき、当社から利用者への通知を、電子メールの送信又は当社のホームページへの記載の方法により行う場合には、当該通知はその内容が利用者機器の表示装置上で利用者が表示し得る状態になったときに、利用者に通達したものとみなします。

第2章 サービス利用

第1節 総則

第5条（提供区域及び時間）

1. 本件サービスの提供区域は別記のとおりとします。
2. 本件サービスの利用時間は、保守、点検等当社が必要と判断した時間を除き、1日あたり24時間、1週間あたり7日とします。

第6条（提供の対象）

当社は本件サービスを法人に限り提供するものとします。

第7条（提供する本件サービスの種類等）

1. 本件サービスは、別紙「IDCサービス料金表」に記載するネットワークサービスおよびオプションサービスから構成されるものとします。
2. 当社は、本件サービスの内容を変更し、又は追加することがあります。
3. 前項の場合において、本件サービスの一部を廃止することとなるときには、その1ヵ月前までに書面により会員に通知をします。
4. 当社は、本件サービスを会員に提供するため、第三者を利用することがあります。

第8条（最低利用期間）

本件サービスの最低利用期間は別紙「申込書」に記載するとおりとします。

第9条（譲渡等の禁止）

会員は、本約款に基づき本件サービスの提供を受ける権利、その他本約款にかかる一切の権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

第10条（自営設備）

自営設備は、電気通信事業法（昭和59年法律第86条）（以下「事業法」とします。）第52条第2項各号の全て及び別記の技術的基準に適合するものでなければならないものとします。

第2節 入会申込み

第11条（申込み）

1. 本件サービスの利用を申込みうとす方（以下、「申込者」とします。）は、当社が別に定めるサービス申込書を当社に提出することにより、申込みを行うものとします。

2. 当社は、前項の申込みがあったときは、申込者からその事実を証明するに足る書類の提出を求めることができます。
3. 本条第1項、第2項で提出いただいた個人情報については、申込書に記載された契約内容の実施についての確認や申込者へのご連絡を目的に活用することとします。

第12条（申込みの成立）

1. 当社は、前条に定める方法に基づく申込みに対し、本件サービスの利用を承諾するか否かを裁量により決定し、その通知をします。
2. 当社は、申込者に次の各号のいずれかに該当する事項がある場合、入会申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 入会契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、本件サービスの料金等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 申込者が本約款第36条第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (4) 申込者が過去において第36条第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (5) その他入会契約の申込みを承諾することが、技術上又は当社の業務遂行上著しく支障があると判断した場合
3. 申込者は、当社の決定について何ら異議を申し立てられないものとし、又、理由の開示その他一切の請求を行うことはできないものとしします。

第3節 Nabic-net における利用者契約回線群の設定等

第13条（利用者契約回線群の設定等）

1. 会員は、利用者契約回線について、利用者契約回線群を指定し、当社に申出るものとしします。
2. 当社は、前項により利用者契約回線群を設定する場合は、1の利用者契約回線群ごとに、利用者契約回線群識別番号（利用者契約回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
3. 前2項で定める他、契約者回線群の取扱いについて別段の定めがあるときは、その定めるところによりま

第14条（利用者契約回線群の変更）

1. 会員は、1の利用者契約回線群から他の利用者契約回線群へ回線群の変更の請求を行うことができるものとしします。
2. 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における利用者契約回線群識別番号は、変更後の利用者契約回線群に対応するものとしします。

第15条（利用者契約回線群の廃止）

当社は次の場合には、利用者契約回線群を廃止します。

- (1) 会員から、その利用者契約回線群の廃止の申出があったとき
- (2) その利用者契約回線群を構成する利用者契約回線がなくなったとき
- (3) 第36条第1項の規定により会員が資格を取消されたとき

- (4) 第 38 条第 1 項の規定により当社が本件サービスを中止したとき

第 4 節 会員の義務及び利用上の注意

第 16 条 (会員の義務)

会員は本約款を遵守し、次の各号に掲げることを全て守らなければならないものとします。

- (1) 当社が契約に基づき設置した当社設備を移動し、取外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと（但し、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要がある時又は自営設備の接続若しくは保守のため必要がある時はこの限りではないものとします）
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した当社設備に他の機械、付加物品等を取付けないこと
- (3) 当社が交付したユーザーID 及びパスワードの管理及び利用を責任をもって行うこと
- (4) 前号の規定にかかわらず、ユーザーID やパスワードを忘れた又は盗まれた場合は、速やかに当社に届けること

第 17 条 (著作物利用の制限)

本件サービスにて提供される著作物の会員における利用は、当社又は著作権者の事前の承諾がない限り、著作権法に定める私的使用の範囲に限られるものとします。

第 18 条 (会員の禁止行為)

会員は本件サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 犯罪行為を助長し、又はそれに結びつくおそれのある行為
- (2) 第三者又は当社の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為
- (3) 第三者又は当社の法的保護に値する一切の利益若しくは権利（財産、プライバシー、肖像権等）を侵害する行為
- (4) 第三者又は当社を脅迫、ストーキング、誹謗中傷又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 選挙の事前運動、選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為
- (6) 第三者の生命若しくは財産等を奪う、又は安全若しくは権利等をおびやかすおそれのある団体（暴力団、暴走族、無限連鎖講等）への勧誘、構成員募集又は集会への参加の勧誘と見られる行為
- (7) わいせつ、売春、暴力、残虐等公序良俗に反し、又は他人に不利益を与える行為
- (8) 各種法令又は各地方公共団体の条例に反する行為
- (9) 当社の業務運営を妨げ、又はそのおそれのある行為
- (10) コンピュータ・ウィルスその他有害なコンピュータ・プログラム若しくはコンテンツを配信又は掲載する行為
- (11) 当社又は第三者のコンピュータ・システム、通信システム等の各設備に、過大な負荷を生じるおそれがある行為
- (12) 当社又は第三者のコンピュータ・システムに対するなりすまし、データ改ざん等不正アクセス行為
- (13) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信、又は嫌悪感を抱く若しくはそのおそれがある電子メールを送信する行為

- (14) 虚偽の情報を意図的に提供する、又はそのおそれのある行為
- (15) 前各号のいずれかに該当するデータ、情報等へのアクセスを助長する行為
- (16) 当社の承諾を得ずに自営設備を利用してプロバイダ事業又はそれに準ずることをする行為
- (17) NSCS-NETにおいて当社の承認を得ずにサービス用通信回線に当社以外の電気通信事業者の通信回線を接続する行為
- (18) 前各号のほか、当社が不適切と判断した行為

第19条（他ネット接続）

1. 本件サービスの取扱いに関しては、他国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。
2. 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は経由する全ての国の法令、電気通信事業者の約款等、及び全てのネットワークの規則に従うものとします。

第20条（他ネット利用）

1. 会員は、本件サービスを経由して他のコンピュータ又はネットワーク（以下、「他ネット」とします。）を利用する場合において、そのホームページ等の管理者から当該他ネットの利用に係る注意事項が表示されているときは、これを遵守し、その指示に従うとともに、他ネットを利用して第18条の各号に該当する行為を行わないものとします。
2. 当社は、会員が本件サービスを経由して他ネットを利用することに関しては、いかなる責任も負わないものとします。

第21条（Nabic-netにおいて利用者契約回線を他人に使用させる場合の契約者の義務）

1. 会員は、その利用者契約回線を会員以外の者に使用させる場合には、会員以外の者も第16条及び第18条に定める規定を守らなければならないものとします。
2. 会員は、その利用者契約回線を会員以外の者に使用させる場合には、会員以外の者の行為、料金、及び設備について、その責任を負うこととします。

第5節 契約の変更

第22条（会員の地位の承継）

1. 当該会員である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位の承継があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知しなければならないものとします。
2. 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうち1名を当社に対する代表者と定め、これを通知しなければならないものとします。代表者の変更をするときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は地位を承継した者のうちの1人を当社に対する代表者として取り扱うものとします。
4. 当社は、第1項の通知があった場合に、承継した法人が第12条第2項各号のいずれかに該当するときは、書面で通知することにより承継した法人との契約を解除することができるものとします。

第 23 条（氏名等の変更）

1. 利用者は、商号、住所等、申込書記載事項に変更があったときは、速やかに書面で当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があったときは、利用者からその事実を証明するに足る書類の提出を求めることができます。

第 24 条（本件サービス内容の変更）

1. 会員が利用する本件サービスの内容を変更する場合は、当社が別に定める変更申込書を当社に提出するものとします。
2. 当社は、本条の申込みがあったときは、申込者からその事実を証明するに足る書類の提出を求めることができます。
3. 当社は、前 2 項の請求があったときは、第 11 条第 3 項の規定に準じて取り扱うものとします。

第 25 条（退会）

1. 会員は本件サービスの最低利用期間内においては、退会できないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員から当社に対して書面により退会の申入れがあったときは、その申入れが当社に到達した日から 30 日を経過した日をもって退会するものとします。但し、会員は、本件サービスの最低利用期間分にあたる月額使用料については、その支払いを免れることはできないものとします。
3. 最低利用期間を終えて会員が退会する場合は、終了しようとする日の 1 ヶ月前までに、当社が指定する書面にて当社に届け出るものとします。

第 6 節 料金等

第 26 条（料金等）

1. 本件サービスの利用料金は、入会金、月額使用料及びその他の料金から構成されるものとします。
2. 本件サービスの利用料金及びこれに関連する諸費用（以下、「料金等」といいます。）は、別紙「IDC サービス料金表」に定めるとおりとします。
3. 会員が当社に対して料金等を支払う場合、支払いを要する金額は、料金等の金額に消費税相当額を加算した金額とします。

第 27 条（入会金の支払い）

1. 会員は、本件サービスの申込みに対する当社の承諾を受領したときは、入会金を当社に支払わなければならないものとします。
2. 会員は、当社からの請求により、前項に基づく料金等を請求月の翌月末までに当社指定口座へ現金振込にて支払うものとします。
3. 当社は、いかなる場合でも、本条に基づき支払いを受けた入会金については、その返還に応じないものとします。

第 28 条（月額使用料の支払い）

1. 会員は、本件サービスの利用に対して、本件サービスの月額使用料を当社に支払わなければならないもの

とします。

2. 会員は、当社からの請求により、前項に基づく料金等を利用月の翌月末までに当社指定口座へ現金振込にて支払うものとします。

第 29 条（その他の料金）

1. 会員は、当社がサービス提供を開始する際に工事等で発生した料金を支払わなければならないものとします。
2. 会員は、当社からの請求により、前項に基づく料金等を請求月の翌月末までに当社指定口座へ現金振込にて支払うものとします。

第 30 条（料金の返還等）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由に基づいて、会員が本件サービスを一切利用できなくなった場合（以下、「利用不能」とします。）、当社は当該会員における利用不能を知った時刻から起算し連続して 48 時間を超えてその状態が継続した場合に限り、その利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てるものとします。）に利用することができなかった本件サービスにかかる月額使用料の 30 分の 1 を乗じて得た金額を会員の請求に基づき減額するものとします。
2. 会員は、前項の請求をなし得ることとなった日から 2 ヶ月以内に当該請求を行わなかったときは、その権利を失うものとします。
3. 第 36 条第 1 項の規定により当社が会員の資格を取消した場合には、会員は本件サービスの提供が終了された月の月額使用料までを支払わなければならないものとします。

第 31 条（料金の日割計算）

日割計算を行う必要がある場合は、本件サービスの利用日数に料金等の月額額の 30 分の 1 を乗じて計算するものとします。

第 7 節 利用制限

第 32 条（ファイル情報の削除）

当社は次の各号のいずれかに該当する場合、会員が当社サーバに書き込んだ内容を削除できるものとします。

- (1) 書き込み内容が第 18 条の禁止行為に該当すると当社が判断した場合
- (2) 当社サーバの容量に余裕がなくなるおそれがある場合
- (3) その他当社が必要と判断した場合

第 33 条（不可抗力による本件サービスの中断及び制限）

1. 当社は、天災、地震、火災、ストライキ、戦争、内乱、不測の事態による通信の輻輳その他不可抗力、又はそのおそれが生じたことにより、本件サービスの提供が不可能又は著しく困難になった場合、一時的に本件サービスの全部又は一部を中断又は制限することができるものとします。
2. 当社は、前項の中断を実施するに際して、会員に対し、事前に通知する義務を負わないものとします。
3. 会員の故意又は過失に基づく作為又は不作為の結果として本件サービスが中断される場合、当社は、会員に対して、当社に生じた当該中断に伴う全ての損害の賠償を請求することができるものとします。

4. 当社は、本条に基づく本件サービスの中断により会員に生じる損害に対して、一切の責任を負担しないものとします。

第34条（重要通信を確保するための利用制限）

1. 当社は前条第1項に掲げた状況において、事業法第8条により、公共の利益や、非常時における緊急を要する重要通信を内容とする本件サービスを確保又は優先させるため、その他の本件サービスの提供を中止又は制限することがあります。
2. 前項の場合、別記の機関の通信を優先するものとします。

第35条（保守、修理等による本件サービスの停止）

1. 当社は、当社設備の保守、修理等を行うため、その停止が必要な場合は、会員に対する本件サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 当社は、前項の提供停止に際して、事前に本件サービスの提供を停止する旨を会員に通知するものとします。但し、緊急を要する場合には、この限りではないものとします。
3. 当社は、本条に基づく本件サービスの提供停止により会員に生じる損害に対して、一切の責任を負担しないものとします。

第36条（会員原因の本件サービスの停止及び会員資格の取消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、本件サービス利用の停止又は当該会員の資格を取消することができるものとします。
 - (1) その振出し、保証し、引受け又は裏書きした手形・小切手の不渡り、支払停止その他財産状態が悪化したと認められるとき
 - (2) 差押、仮差押若しくは競売の申立てを受けたとき、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社整理、会社更生手続の申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをしたとき
 - (4) 行政庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 履行の全部又は一部が会員の責めに帰すべき事由により不能となったとき
 - (7) 本件サービスの利用料金を支払期日が経過しても支払わないとき
 - (8) 本約款に反する行為をなしたとき、又は当社の業務の遂行若しくは当社のコンピュータ・システム、通信システム等の設備に支障を及ぼし、又はそのおそれが生じる行為をなしたとき
 - (9) 申込書等当社に提出すべき書類の記載内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき
2. 会員資格を取消す場合、既に支払われた料金は一切返却しないものとします。
3. 当社は、本条の提供中止に際して、事前に本件サービスを中止する旨を会員に通知するものとします。但し、当社は、当該通知が事実上不可能と判断した場合、会員への通知をすることなく本件サービスを中止することができるものとします。
4. 当社は、本条に基づく本件サービスの提供中止により会員に生じる損害に対し、一切の責任を負担しないものとします。

第37条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時

ら5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます)に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

2. 会員が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく会員の本サービス利用を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより会員に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第38条 (本件サービスの終了)

1. 当社は、技術上等の理由により本件サービスを終了することがあります。この場合、終了の通知が会員に到達した日から30日を経過した日をもって本件サービスは終了するものとします。
2. 前項の場合、当社は、会員に対して、既に受領した本件サービス月額使用料につき、本件サービス終了時から当初の本件サービス予定日までの残期間に応じて日割計算した金額の返済を行うものとします。

第8節 保守

第39条 (サービス用通信回線及び当社設備の維持責任)

1. 会員は、本件サービスを利用することができなくなった場合には、その旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は、サービス用通信回線若しくは当社設備の障害又は滅失を知った場合には、速やかに復旧するものとします。
3. 前項の修理又は復旧について、サービス用通信回線の場合には、その提供元である電気通信事業者の修理基準に従い、その他の場合には、第34条の規定により優先的取扱いを決定するものとします。

第40条 (会員の維持責任)

会員は、本件サービスの提供に支障を与えないために、自営設備を正常に稼動するように維持するものとします。

第41条 (会員の切分責任)

1. 会員は、自営設備が当社設備、サービス用通信回線又は他社の電気通信回線に接続されている場合であつて、本件サービスを利用することができなくなったときは、その自営設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。
2. 前項の確認に際して、会員から要請があつたときは、当社は、当社の定めた場所において試験を行い、その結果を会員に知らせるものとします。
3. 当社は、前項の試験により、当社設備及びサービス用通信回線に故障がないと判定した場合において、会員の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営設備にあつたときは、会員にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
4. 当社と保守契約を締結している自営設備については、本条の規定は適用がないものとします。

第3章 通則

第42条（責任の分界点）

当社と会員の責任分界点は、別記のとおりとします。

第43条（免責）

1. 当社は、会員が本件サービスを利用することにより得た情報等について何等の保証責任を負わないものとします。
2. 当社が交付したユーザーID及びパスワードの使用上の過誤又は第三者による不正使用等については当社は一切その責任を負わないものとします。
3. 当社は、本約款等の変更により、自営設備の改造又は変更を要することとなった場合においても、その費用は一切負担しないものとします。
4. 当社は、本件サービスの利用に起因する会員の逸失利益及び第三者から会員に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含むいかなる損害についても責任を負わないものとします。
5. 会員が本件サービス上で使用又は提供する著作物の権利帰属及び当該著作物に関し、他の会員又は第三者との間で生じた権利侵害などの紛争については、当社は一切関知しないものとします。
6. 前項において、会員は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。

第44条（機密保持）

1. 当社は、本件サービスの利用によって知り得た会員及び会員の顧客に関する情報を第三者に漏洩しないものとします。
2. 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合は前項の限りでないものとします。この場合、会員及び会員の顧客に関する情報は、会員への通告なしに、当社独自の判断で提供されることができるものとします。会員は、当社による情報提供に対して、一切異議を申し立てないものとします。

第45条（解除）

1. 当社は、会員が第36条第1項に掲げる各号のいずれかに該当した場合、同条の会員資格取消措置をとることなく、かつ、何ら催告を要せず本件サービスを解除することができるものとします。
2. 前項の場合、会員は、当然に期限の利益を失い当社に負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第46条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

第47条（誠実協議）

本約款に定めのない事項については、会員と当社が誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

第48条（専属的合意管轄裁判所）

会員と当社の間での訴訟の必要が生じた場合、新潟地方裁判所長岡支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本約款は、平成17年1月1日から実施します。

なお、それに伴い、「NSCS-NET 一般規約」（平成7年12月1日実施）を平成16年12月31日をもって廃止します。

附則 本改正約款は、平成18年1月1日から実施します。

附則 本改正約款は、平成22年6月23日から実施します。

附則 本改正約款は、平成23年1月25日から実施します。

附則 本改正約款は、令和3年9月1日から実施します。

別記

1. 重要通信を確保するための優先順位

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 下記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(新聞社、放送事業者及び通信社の機関)

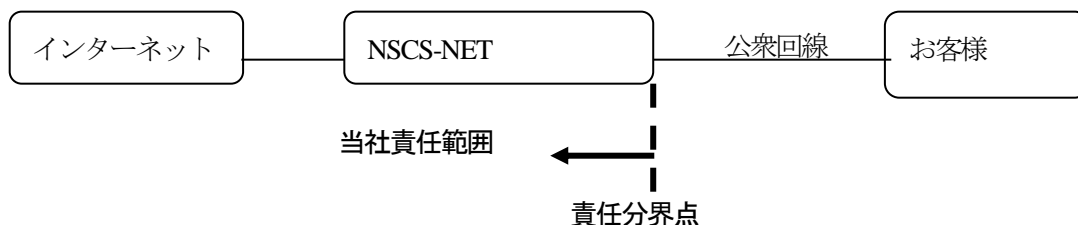
区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること イ 発行部数が、アの題号について 8,000 部以上であること
(2) 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者又は有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）の規定により有線テレビジョン放送業務の許可を受けた者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

2. 責任分界点と技術的基準

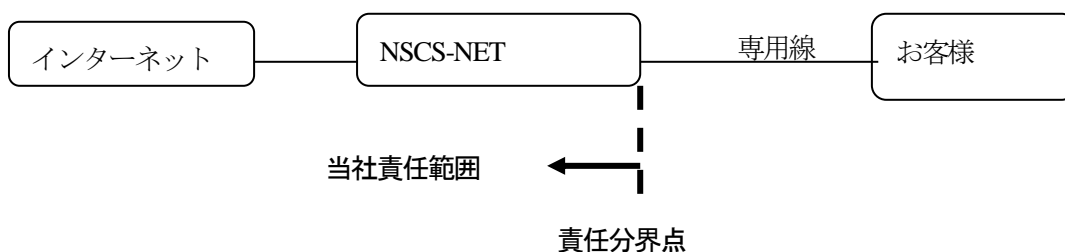
(1) NSCS-NET における責任分界点

NSCS-NET においては、責任分界点と当社の責任範囲を下記のように定めます。

- ア フレッツサービス（フレッツ ISDN/フレッツ ADSL/B フレッツ）、ダイヤルアップサービス（アナログ回線/ISDN 回線）



- イ 専用線接続サービス



(2) Nabic-net における責任分界点等

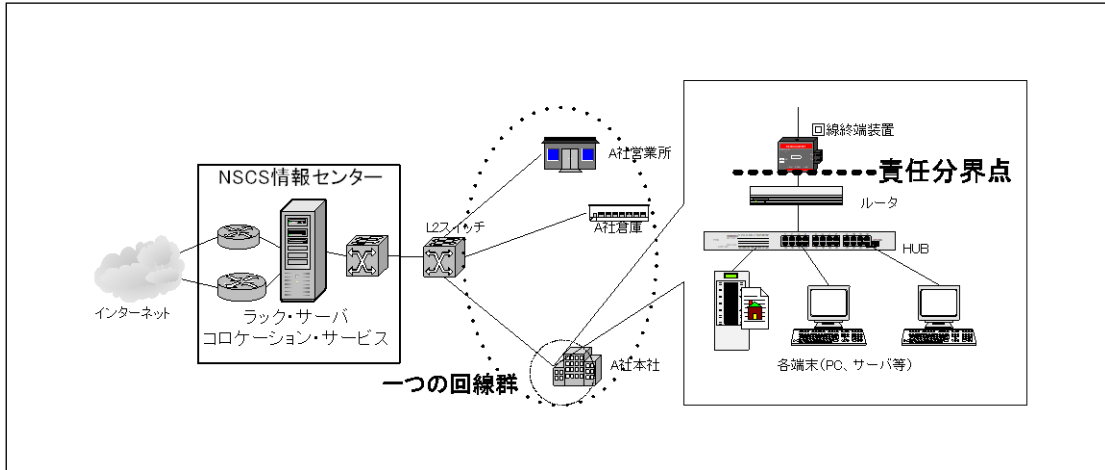
- ア 責任分界点

Nabic-net における責任の分界点は、利用者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に設置した回線終端装置と利用者自営設備の接続点とします（図1）。

- イ 自営設備に関する技術基準

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝達速度	符号形式	光出力等
10Mb/s	ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE 802.3	10BASE-T 準拠又は	
100Mb/s		IEEE 802.3u	100BASE-TX 準拠	
1Gb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠 GI 型 光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE 802.3z	1000BASE-SX 準拠	

(図1) Nabic-net サービスの責任分界点



3. 本件サービスの提供区域

種別	提供区域
NSCS-NET	日本全国
Nabic-net	長岡市、見附市、旧栃尾市（一部）、小千谷市（一部）、旧越路町、旧三島町、旧与板町、旧中之島町、出雲崎町、旧小国町（一部）、旧川口町（一部）、魚沼市（一部）、旧西山町（一部）、旧山古志村（一部）、旧和島村（一部）